

名称			委員の意見の割合				特記事項
			現状	増額	減額	廃止	
	17	用地交渉手当	1			11	
	18	オートレース業務手当			3	9	
病院 局 関 係 分	19	特殊有技者手当	7	4		1	院長、副院長、医長、副医長、医員の手当は、医師不足を解消するために増額も含め必要である。ただし、経営状況を勘案して判断すべきである。(研究手当との整理が必要である) また、研究手当をなくして、医師に対するこの手当を増額するという意見もあった。薬局長・薬剤師は現状が良い。
	20	放射線取扱手当	9	2		1	総意は現状であるが、経営上、許せるならば増額でも良い、という意見があった。
	21	病理検査従事手当	8	2	1	1	総意は現状であるが、経営上、許せるならば増額でも良い、という意見があった。
	22	危険作業手当	7		1	4	支給実績がないため廃止。
	23	夜間看護手当	11			1	
	24	研究手当	8	1	2	1	特殊有技者手当との整理の必要がある。
	25	交替制勤務手当	9	1	1	1	水道局を含め、金額の整合性(低い金額に統一)を図るべきである。
	26	変則勤務手当	9			3	保育園・幼稚園・図書館などとの整合性を図ることが必要である。
	27	分娩業務手当	8	3		1	
水道 局 関 係 分	28	現金取扱手当				12	
	29	集金精励手当	2	1	1	8	存続ならば最低限にすべきである。
	30	停水従事手当	1		2	9	支給実績がないため廃止。
	31	交替制勤務手当	3		7	2	少なくとも、病院局等と支給額を合わせて欲しい。
	32	危険手当	2		3	7	委員会では実際の危険度の確認が出来ないので、常識的に考えて結論を出して欲しい。
	33	検針手当	1		3	8	支給実績がないため廃止。
	34	電気技術主任手当	4		4	4	減額を検討して欲しい。危険作業手当(No.3)に揃えて欲しい。
	35	外勤手当	3		1	8	現状という意見が「3」があるが、廃止が圧倒的に多いということを踏まえて交渉していただきたい。
	36	水質検査手当			2	10	法的な国家資格を必要としないことから廃止が妥当である。
37	企業手当	1		2	9	これは、特殊勤務手当に準ずるものである。特殊性があるかどうか疑問があるので廃止。元々の支給の目的が将来的にもはっきりしない場合は廃止と思うが、いきなり廃止でなく減額(定額)にする。過去において、この手当は地労委で認められたからといって、現在まで保障する必要はないと思う。	